

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年7月11日(火) 午後1時28分から午後4時20分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、鈴木、齋藤(育)、戸部 各委員
- 4 欠席委員 井上委員
- 5 説明者 角田(浩)市民部長、見城市民課長、田村市民協働課長、根岸環境課長
角田(真)健康福祉部長、金子子ども課長、大嶋国保年金課長、
信澤介護高齢課長、鶴淵健康課長
- 6 事務局 大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 なし
- 9 議 事 (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(5) 今後の日程について
(6) その他

10 会議の概要

- (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、議事に入る。

次第(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、市民課の所管に係る事項について説明願う。

(見城市民課長 説明)

ア 市民課

・調査事項

1 マイナンバーカードの交付について

(1) 申込み、発行状況について

(2) 一連の混乱と沼田市の状況について

○市民課長 「調査事項1 マイナンバーカードの交付について」説明する。

まず、「(1) 申込み、発行状況について」説明する。資料1を御覧いただきたい。6月30日現在の資料である。申請件数は35,774件、申請率は77.75%、交付枚数率は72.4%である。

次に、「(2) 一連の混乱と沼田市の状況について」説明する。現在のところ本市においてはトラブルの確認はしていない。資料2を御覧いただきたい。総務省が5月26日から6月2日までの期間、全国の市町村を対象として実施したマイナポイントの誤りもづけ事案に係る調査結果である。全国で172件、131の自治体で事案が発生した。

コンビニ交付でのミスについては、本市では誤交付が生じたシステムとは別のシステムを利用しており、本市においては対策を講じているとの報告を受けており、ホームページでもお知らせしている。本人以外の家族名義とみられる口座が登録されたケースについても本市に関連した事例の報告は受けていない。

マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」に別人の情報を誤ってひもづけるトラブルについては市民課では把握はできない。

マイナンバーカードに関連したトラブルが多く発生した影響を心配して、カードを返納した人は本日現在6名である。

○委員長 説明が終わった。

「調査事項1 マイナンバーカードの交付について」、「(1) 申込み、発行状況について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 マイナンバーカードの交付率は72.4%ということであるが、100%に近づけるためにどのような周知を考えているか。

○市民課長 今月もホームページと広報、両方に掲載している。これからは1人でも希望者がいれば自宅へ伺って出張申請の手伝いをする。また市役所へ来ていただくことが難しい高齢者や障害者には本人確認をさせていただいた上で自宅へカードを届けられるようなきめ細かい対応を考えており、随時お知らせしていきたいと考えている。

○戸部委員 それだけの手続をしてくれれば不自由な人、来られない人はありがたいと思う。マイナンバーカード保険証はどのくらい申請があるか。

○市民課長 手元に6月22日現在の資料がある。沼田市ということではなく、全国ということになるが、マイナンバーカードを持つ人の86.9%が保険証として利用の申込みをしているという情報がある。

○戸部委員 マイナンバーカード保険証は、来年、完全に義務化になるということか。

○市民課長 国保年金課が所管になるところではあるが、来年の秋ということである。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 先ほど申請件数35,774件の中で沼田市ではミスもなく、順調に進んでいると説明があった。課長をはじめ市民課の皆さんの努力の結果であると思う。テレビや新聞ではヒューマンエラーのようなものがあり、それが誤発行やいろいろなものにつながっていると推測している。沼田市では交付申請を受けたときに、例えば、チェックアンドリチェックのようなミスが起きないようなやり方をすることで正しく行われているのか。1回受けてそれだけで終わっているのか、それとも1回受けたものを別の職員が確認するようなことをしているのか聞きたい。

○市民課長 交付申請は、郵送、パソコン、市民課窓口へお越しいただくなどいろいろな方法がある。市民課へお越しになって申請される場合において、申請を受けるときには、申請書を基に市民課においてマイナンバーカードの申請をするための専用の機器を使っている。それを使って申請書のQRコードを読み込むと申請と写真撮影が即時に終わり、オンラインで申請することになるので、申請の受付を市民課でする場合については間違いが生じないようなシステムになっている。交付カードが送られてきて、カードを渡す際も二重のチェックを行い、交付前設定という設定をした後、本人を呼んで来庁したときには、

顔の目視確認、目視確認が難しい場合には機械による顔認証を行って本人確認している。

○副委員長 詳しく説明していただき感謝する。ある意味、市役所に来て申請した人は、バーコードに沿ったもので入力していくと正しく入力できるという理解でよろしいか。

○市民課長 市民課で受けたものについては顔写真の貼り替えミスのようなことは起こらないようになっている。QRコードがそのままその人のIDを読み込む。あとはそのまま写真撮影をして、本人に「この顔でよろしいか」という確認をして進めるので、ひもづけミスは起きずに申請できる。

○副委員長 申請は全て市役所に来た人かと思っていたが、たしかに言われてみればパソコンで申請する人もいる。沼田市で受けた申請件数は把握しているか。

○市民課長 市民課の窓口で受けた数ということか。

○副委員長 そうだ。

○市民課長 その辺については把握していないと思う。

○副委員長 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、「(2) 一連の混乱と沼田市の状況について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で市民課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。

(田村市民協働課長 説明)

イ 市民協働課

・報告事項

1 沼田市犯罪被害者等支援条例(案)について

・調査事項

1 地域づくり事業について

(1) 講演会・座談会の開催状況について

(2) 進んでいる地域の取組状況とその分析について

○市民協働課長 まず、「報告事項1 沼田市犯罪被害者等支援条例(案)について」報告する。

まず、経緯を説明する。犯罪被害者等基本法が平成16年12月に公布されたが、犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するとともに、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう国及び地方公共団体の責務として規定している。

また、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならないとしている。

群馬県では令和3年3月に条例を制定し、県の責務、県民や市町村の役割などについて定めた。これを受けて、県内市町村においても条例の制定が増えてきたことから本市においても制定するものである。

それでは、条例の概要を説明する。資料1を御覧いただきたい。

まず、条例制定の趣旨を説明する。犯罪被害者等が地域社会で再び安心して暮らすことができるようにするためには、関係する者が相互に連携・協力し、犯罪被害者等に寄り添った支援を途切れなく提供するとともに、市民や事業者等、周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要である。そのため犯罪被害者等に寄り添う社会を目指し、本条例を制定する。

次に、条例の主な内容を説明する。資料にあるとおり、①市、市民、事業者の責務の明確化、②経済的負担の軽減・日常生活の支援・居住の安定など、③広報・啓発活動、④民間支援団体への情報提供について規定する。

なお、条文については現在調整中である。利根郡内町村と同一歩調を取ることであり、制定内容や施行日等、現在調整を行っている。また、御覧の資料を基にパブリックコメントを実施し、法規審査を経て9月議会定例会へ上程、10月1日施行を目指したいと考えている。

次に、「調査事項1 地域づくり事業について」、「ア 講演会・座談会の開催状況について」説明する。資料2を御覧いただきたい。

市民向け講演会及び各地区における話合いの実施状況を示した。(1)にあるとおり、令和3年4月に地域づくり講演会を3回開催し、これをきっかけに各地区において地域づくりの話合いなどが始まった。令和4年度には地域づくりシンポジウムを開催したほか、御覧のとおり各所で講演会を開催した。

座談会等については、(2)にあるとおり、各地区において大小の座談会が開催されているが、基本的に30人以上が参加する座談会を大座談会、それ以下の小規模なものをミニ座談会としてくくっている。これは各地区で3回程度開催されている。地区ごとの開催状況については御覧のとおりである。ほかにも少人数での検討部会の開催や地域資源を巡るフィールドワークを開催するなど各地区において自主的な活動が数々行われたと聞いている。

次のページを御覧いただきたい。

(3)は、各地区における地域づくり座談会における主なテーマである。地域の話合いの流れとすると、まず、ミニ座談会で少人数の話合いを行い、それから大人数の大座談会につなげ、地域全体での地域づくりの取組へと進んでいく。主なテーマであるが、画一的なものはないので一般的なものとして示した。まず、ミニ座談会において地区のまとめや地区内の組織などについて少人数で地区についての意見交換や情報共有を行う。次回、振り返りを行うとともに参加者から出された意見から見えてきた地域の課題や目標としたこと、取組の方向性などを共有する。さらに次回、前回の振り返りを行うとともに、大座談会の企画を進めていただく。より多くの参加者の下、大座談会を開催し、地域の魅力や課題、現状等について話合いをしていただく。次回、地域づくりの方向性を見いだすために、これからどのような取組を目指すべきかを話し合ってもらいたい。次回、それまで出された意見を基に、どのような地域にしたいのか、地域のビジョンやキャッチフレーズについて話合いをしていただく。

簡単に言えば、地域課題、これは地域の魅力の再発見など前向きなものを含めたものであるが、これらを見だし、共有し、どのように地域を盛り上げ、支え合っていくかということなどを地域の人同士で話し合っただけ場を設けたものである。

次に、「い進んでいる地域の取組状況とその分析について」説明する。前回の委員会において、委員より薄根地区が盛り上がっているとの具体的な発言があったので、薄根地区を一例として紹介したい。資料3を御覧いただきたい。令和3年4月に市民向け講演会を3回開催し、これをきっかけとしてモデル地区となり、令和3年度にはミニ座談会が4回、うすねサミットと銘打った大座談会が1回、令和4年度にはうすねサミットが3回開催されている。その後の動きは資料3のとおりである。うすねサミット検討部会等は9回開催されたほか、地域資源の掘り起こしを行うためにフィールドワークが2回実施された。そのほかにも振興協議会の主要メンバーが集まったり、育成会などの若手を含む有志が集まって会議を持ったりと、多いときには週二、三回集まることもあったと聞いている。

現在も様々な話し合いが行われている様子であるが、これらの会議を踏まえ、薄根地区においては振興協議会が中心となって地域づくりの取組を進めるために、本年5月に振興協議会規約を変更して組織体制を変更するとともに、地域課題解決に向けた地域の自主的な活動を振興協議会が主体となって支援できるように薄根地区地域づくり関連組織設置要綱が制定されたと聞いている。そして、6月には地域課題に対する具体的な解決策を見いだすために必要な委員会、関連組織のリーダーを募集し、現在までに応募のあった取組、具体的には木質ペレットの活用、高齢者等の居場所づくりなどの取組に対して、振興協議会が支援していくとのことである。

また、薄根地区においては、地域による自主的な活動が活発である。薄根地域ふるさと創生推進協議会が休耕田を復活させ、オーナー制を取り入れた田植え・収穫体験やホタル祭り、棚田ライトアップなどのイベントを実施するなど、通年で様々な活動をしている。また、老若男女が参加できる新しいスポーツの形を提案し、実践する、うすねニュースポーツクラブという団体もあり、薄根地区内のみならず市外にまで活動の場を広げている。これらの活動も地域発のものであり、振興協議会が関わる地域づくりの関連組織として関係していくものと思われる。薄根地区の取組を一例として紹介したが、薄根地区における取組はあくまでも地域の自主的な活動であり、これらの活動に市が逐一関与するものではない。

地域による住民や地域のための活動が地域の自主的なものとして様々な広がりを見せ、棚田などの活動が活発に行われていることが進んでいると言われるゆえんかもしれないが、市民協働課としても、住民同士の話し合いから具体的な地域づくりの課題解決に向けた関連組織の立ち上げまで進んでいることから、他地区よりも一歩進んでいるものと考えている。

○委員長 説明が終わった。

まず、「報告事項1 沼田市犯罪被害者等支援条例(案)について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 沼田市犯罪被害者等支援条例の制定に向けて取り組んでもらっているところであるが、県内12市のうち制定している自治体はあるか。

○市民協働課長 前橋、高崎、渋川、藤岡、安中の5市が制定済みである。

○戸部委員 5市以外の市の動きはどうか。

○市民協働課長 未制定のところの情報は入っていない。県の条例が制定になったことから、県内ではこれからどんどん進んで、おそらく他市も今年度中に手をつけるものと思っている。

○戸部委員 分かった。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 犯罪被害者の個人情報に関係機関で共有することにつながるのか。

○市民協働課長 資料1の④民間支援団体に対する支援というところに情報の提供という言葉が出てくるのでそのことだと思う。民間支援団体というのは群馬県であると公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた団体で、各県に1つ程度ある。警察庁のホームページにも掲載されており、群馬県では公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまという組織がある。そこで実施している事業とすると電話面接相談、被害者グループへの支援、付き添いなどの直接支援、シェルターの運営など、被害者に寄り添った支援をしている団体として公安委員会からも認められている団体なので、必要な情報を提供して支援に進めるということで考えている。

○鈴木委員 そもそも犯罪被害者になった人の発見は、警察から情報が来るものなのか。被害者自身が「被害に遭った」と手を挙げてくるのを待つものなのか。

○市民協働課長 いずれのパターンもあるかと思う。本人が支援を求めてきて相談に応じることになる。こちらとしては警察に確認した上での支援となってくるので、いずれにしても警察との連携が必要になる。ただ、両方のパターンがあるということで考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、「調査事項1 地域づくり事業について」、「ア 講演会・座談会の開催状況について」及び「イ 進んでいる地域の取組状況とその分析について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 コミュニティセンターとかそういうところで座談会などをやっているが、本格的に方向性が出たような地区はあるか。うちの地区はこういうことをしようとか、こういうことを中心にやろうとか、まとまってみんなでやろうというような具体的な動きはあるか。

○市民協働課長 先ほど申し上げた薄根などはかなり進んでいる。フィールドワークなども活発に行われている。8月20日にも実施すると聞いており、私も顔を出そうと考えている。そういう何か楽しいことというような感じで薄根地区は進んでいるという気がする。池田地区は組織の見直しを行って、部会を設けるようなことを模索していると聞いている。例えば運動会を新たなものとして位置づけ、単なる100メートル走などの競技ではなく、みんなでワイワイやろうというような企画を練って実施しようというような動きをしている。川田地区では卓球も盛んではあるが、ボランティアを募集して動き出そうというような話を聞いている。その他の地域はそこまで至っていないように思う。

○戸部委員 白沢にはしらさわみらい会議という組織があり、私も何回か顔を出している。どのような方向に向かっていこうかとみんなで話し合っている。「この会議をもっとやってください」と言っている。そうすればやっているうちに方向性が出てくるのではないかと

思う。今度7月28日に行われるが、そういう積み重ねにより、うちの地区ではこういうこと頑張ってみんなでやってみようとか、人が集まるようなことをやりましょうと。町民同士が疎遠になったりしないように……。農家が忙しかったり、サラリーマンだったりしているので、みんなが集まれる場所をつくろうと言っている。そのためには、市民協働課や櫻井先生を呼んで助言をもらうのもいいのではないかと思っている。その点、どう思うか。

○市民協働課長 今月28日、白沢町で会議が予定されている。櫻井先生に来ていただいてもいいし、櫻井先生から急遽その日のうちにもう1回やりましょうという発言があり、それでこの日にやるということになった。当然櫻井先生はアドバイザーなので関わっていただくことは間違いない。今後の進め方とするとどの地区でも同様であるが、大座談会を踏まえて、今度はコアメンバーという、少しコンパクトな、主立った人たちに集まっていたらいい、今後どう進めていくかを決めていただく段階になる。白沢町の場合は7月28日の結果を踏まえて、コアメンバーを集めて、そこで方向性を探るという流れになる。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 大座談会からコアメンバーという流れを説明していただいた。私は利南地区で大座談会からずっと関わらせていただいた。大座談会を行ったのが令和3年10月である。その後コアメンバーが結成されて動いているようである。大座談会には参加したが、コアメンバーに選ばれなかった人たちへのフォローアップは現時点で行われていないので、私に聞こえてくるのはあの後どうなったかということである。意見があれば聞かせていただきたい。

○市民協働課長 反省している。実は利南地区では振興協議会と現区長に向けて説明をした。やはり利南、池田、薄根、川田の4地区は、振興協議会が中心となって動いていくような、そういう方向で探っている。利南地区がその中では最も遅れている。振興協議会への説明を踏まえて中枢に入ってもらおうというコンセンサスを得て、それから、以前、大座談会に出ていただいたような人たちへのフォローアップも合わせて実施していきたいと考えている。御不満、御指摘であるが、これは真摯に受け止めて、今後利南地区の活発化を図っていきたいと考えている。

○鈴木委員 分かった。大座談会が42名。本当に若い人からお年寄りまでかなり前向きな人たちが集まって、まちが何とか楽しくなったらと本気で考えている人たちが集まっていたと思う。せっかくいい機会を与えていただいたので、何とかこのまま盛り上がりつつある炎を消すことなく盛り上げていただけたらと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。

(根岸環境課長 説明)

ウ 環境課
・調査事項

- 1 小水力発電施設整備事業(利根町平川地内)について
 - ア 事業の進捗状況について
 - イ 事業の延伸理由について
- 2 佐山町の民間の一般廃棄物最終処分場について
 - ア 事業の経過と進捗状況について
 - イ モータープール(恩田町地内)と本事業の関連について
- 3 三峰山盛土の経過と状況について

○環境課長 まず、「調査事項1 小水力発電施設整備事業(平川地内)について」、「ア 事業の進捗状況について」説明する。整備工事は令和2年12月に契約を締結し、令和2年度から3年度まで設計協議、用地交渉、工事に伴う諸手続を行った。

工事については資料1を御覧いただきたい。

令和4年度は黄色で示した工事用道路の設置、発電用用水の導水管を市道等に敷設した。

なお、導水管は点線部分の約600メートルで中央の写真のとおり敷設し、既に埋め戻しが完了している。

令和5年度については、赤色で示した工事を行うこととなっており、現在は左の写真の斜面配管工事、発電所建屋工事を施工しており、11月以降は、放水路、分水槽等の工事を行う。工事全体の進捗率は5月末現在で47.7%である。

次に、「イ 事業の延伸理由について」説明する。工事や水利に係る河川法等に基づく許可申請手続等に期間を要したためである。

次に、「調査事項2 佐山町の民間の一般廃棄物最終処分場について」説明する。

まず、本件については民間事業者の事業であることから、本日の委員会に当たり事業者の確認を取った上での報告となることを御理解いただきたい。

まず、「ア 事業の経過と進捗状況について」説明する。

資料2の3ページ及び4ページに昨年12月に行われた民生福祉常任委員会で配付したものを用意したので確認いただきたい。

進捗状況については、資料2、2ページを御覧いただきたい。処分場設置に係る許認可手続である。まず、表の左側の大規模土地開発条例に係る手続においては、開発事業計画に係る知事の異議の有無の通知を行っており、表中、森林法の林地開発許可申請においては、林地開発許可申請を行ったとの報告を受けている。

また、表右側の廃棄物処理施設等設置等の設置手続においては、沼田市と株式会社ウィズウェイストジャパンによる生活環境保全に関する協定を締結したところである。

次に、「調査事項3 三峰山盛土の経過と状況について」説明する。

経過としては、令和3年6月に地域住民の通報により、土砂の搬入が発覚し、事業者に取り組みを行った結果、未申請による行為であることが確認された。これまで沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例いわゆる土砂条例所管の環境課、林道管理者である農林課、開発事業所管の都市計画課及び群馬県廃棄物リサイクル課等と連携し、事業者に対し、適正な諸手続を行うよう指導してきた経過がある。令和4年6月、持ち込まれた土砂について、群馬県廃棄物リサイクル課の指導の下、事業者が土壌検査を行い、産業廃棄物等の有害物質の混入がないことが確認された。

現在の状況については、土砂条例に基づいて提出された小規模特定事業許可申請書の内容について、都市計画課において協議が行われている沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導と併せて申請内容の協議及び指導を行っているところである。

なお、環境課においては、状況把握のため週1回程度の現地確認を行っている。

○委員長 説明が終わった。「調査事項1 小水力発電施設整備事業(平川地内)について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 進捗率は47.7%とのことであるが、順調にいくと稼働はいつになるか。

○環境課長 当初の工期では間に合わないことから工期の延長をした。変更後の工期は令和6年11月11日までである。

○戸部委員 稼働は試験などをしながらということか。

○環境課長 実際の稼働、いつから売電ということは分からないが、この11月11日というのが最終的に河川の仮橋など全ての工事が終わっているという段階で、可能であれば9月とかそういったところから発電の試験などを実施していきたいと考えている。

○戸部委員 これだけ物価が上がってかなり大変だと思う。資材とかそういうものがそのままの単価で済むか。

○環境課長 長い工期となっているので、資材の高騰などの影響は出ているかと思う。相談は受けているが、こういった形でそれに対応していくかというのは、今後事業者と協議させていただきたいと思っている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、次に、「調査事項2 佐山町の民間の一般廃棄物最終処分場について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 恩田町にモータープールという駐車場のようものができて、この会社の名前も看板にあったようである。これはどのように使われるものか。

○環境課長 申し訳ない。説明を失念した。モータープールは完成しており、使用目的は処分場に廃棄物を搬入する際に、地域の交通安全などを考慮して、車両がまとまって連続していかないように、一定の間隔を空けて、処分場へ向かうように調整することを目的として設置されたものである。モータープールはほぼ完成しており、使用開始は申し上げたとおりであるが、それまでは最終処分場の建設工事の作業員の仮設宿舎であったり、工事用車両の駐車場として使われると聞いている。

○副委員長 おおむね分かった。モータープールとカタカナで表記されていたので特殊なものかという疑問があった。そうするとまだ土地が空いているようなところもあるので、本稼働するときには、調整するような建物みたいなものが設置され、稼働していくという理解でよろしいか。

○環境課長 そのとおりである。恐らく管理棟みたいなものが建てられて、人を雇ったりというような形で常駐してコントロールしていくようになるかと聞いている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、次に、「調査事項3 三峰山盛土の経過と状況について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 「土を持って帰れ」、「違反である」という指導をしているのか。このままではないということでもいいのか。

○環境課長 土砂が搬入されていて、都市計画課と太陽光発電の設備を設置するための協議を行っており、その中できちんと整備されれば、その土砂は適法なものというか、正しいものになる。現状そういった協議が進んでいる中で、「撤去しろ」などそういった話にはなっていない状況である。

○戸部委員 私も見に行ったのだが、もう崩れるような、ただ搬入したような感じである。きれいにならされて、太陽光発電が許可になれば土砂はそのまま、太陽光発電の施設ということで認可されるということか。

○環境課長 おっしゃるとおりである。都市計画課で協議が整って、こういった形で事業を進めるという形になって、それをきちんとその形で進めれば、通常の開発行為となって、特に問題はない状態になるかと思う。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 課が違うということになってしまうが、それでは都市計画課に今その計画が持ち込まれている状況という理解でよいか。

○環境課長 事業者から都市計画課にこういう図面であるとか、こういう計画ですというような形で示されていて、都市計画課でそれを見て、ここを直してくださいであるとか、そういったやりとりをしているところである。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 経緯は分かった。市民が不安なのは結局土砂崩れが起きたときにどうするかということだと思う。現状はどうだとか、経緯はどうだとか、これからそういうふうになっていくというようなことは理解できるが、それまでの間にもし災害があつて土砂崩れ、土砂災害があつたらどうするのかということをもみんなが危惧していると思う。それはどう思うか。

○環境課長 今の状態を見て市民が不安に思うというのは十分理解できる。先ほど申し上げたとおり、今、事業を計画してそれを進めている中でその段階で流れるのを止めるようにとか、そういったことは申し訳ないが困難な状態であると考え。したがって、各課と連携しながら現状を把握して変わりがないか確認させていただいているような状態である。

○委員長 私からよろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 現状、通行止めになっていると思う。週に1回見回りに行っているという説明があつた。以前運ばれた土砂については環境汚染土ではないという結果になったということである。前回持ち込んだときは夜中に持ち込んでいる。そういった部分、今後また申請してそれが通ればまた始めるわけである。そのときは通行止めを取り払ってまたやるわけである。そういったことになっても環境課としては、見回りをしてそういった土砂、汚染土が運び込まれないような巡回はずっと続けていくのか。

○環境課長 工事などの細かいところは分からないが、都市計画課に事業計画が提出されて、その計画に基づいてやるということになると思うので、まず一時的にそちらで確認し

ていくというような気がするが、こういった事態なので必要な連携は当然続けていきたいと思う。こちらもそうなったから任せますよというような形でなく、常に連携しながら対応していきたいと考えている。

○委員長 未申請だということが発覚して、また新たに小規模開発で太陽光になるということで申請を出しているということであるが、そこは環境課としても都市計画課、農林課と連携をして、市民が不安になるようなことがないような見回りみたいなことをしてほしいと思う。

○鈴木委員 そもそも土砂が搬入されていたときは、市民は既に気づいていて、他地域で土砂災害があったからどうなっているのかという声が上がったのだと思う。最初に、市民が「夜中に運んでいる」という声を拾えたら、こんなに大騒ぎになる前に気づけたのではないかと思う。もし、今後、ほかの地域でこういった事態が起こらないとも限らないので、「知っている人がいたら情報提供してください」というような窓口があってもいいのではないかと思うがいかがか。

○環境課長 たしかに心配されてというようなことがあって今回こういった形になってしまったが、別の地域でも「こういうものが運ばれているけど大丈夫か」というような声掛けをいただいたりしている。そういった場合にはその都度、確認したり、必要な指導は行ったりしている。今後もそういった部分をきめ細かく対応していければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で環境課を終了する。

それでは、以上で市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(市民部 退室)

○委員長 休憩する。

午後 2 : 27 ~ 午後 2 : 31

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（２）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。意見はあるか。例えば環境課で、新しく利根沼田で一般廃棄物処理広域化の動きがあり、首長の会議が何度かあったと思うが、その進捗状況を聞いてもいいと思う。

○戸部委員 いいと思う。まだ４月から始まったばかりだが、４、５、６月と動きがある。

○委員長 スケジュールぐらいは決めたと思う。何年後に新しい施設……。場所は特定できないと思うが、大体どの辺りというのが決まっていれば……。

そのほかに、市民協働課のところで戸部委員が言ったように各地区が自主的にやっていると思うが、市民協働課では目的を決めるということを行っている。ある程度目的がなければ、今度市民協働課では受け付けないから補助金、活動資金が出ない。そういった部分で申請はいつぐらいまでなのか……。川田も昨日会議があった。

休憩する。

午後２：３６～午後２：４３

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 調査事項について事務局にまとめさせる。

（事務局書記 説明）

○委員長 よろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

それでは、次第（３）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

まず、社会福祉課の所管に係る事項について説明願う。

（角田健康福祉部長 説明）

ア 社会福祉課

・報告事項

1 2023年トルコ地震災害義援金について

○健康福祉部長 本日は社会福祉課長が所用で欠席させていただいた。私から報告させていただきます。

「報告事項1 2023年トルコ地震災害義援金について」報告する。

トルコ地震災害義援金については、沼田市出身の山田寅次郎ゆかりの地であるトルコ共和国を支援する目的で本年2月13日月曜日から社会福祉課、歴史資料館、各支所、各コミュニティセンターに募金箱を設置して義援金を受け付けた。新聞やテレビでも取り上げられ、多くの反響をいただいたところであるが、6月30日金曜日をもって受付を終了した。

義援金は多くの人に協力いただき総額3,916,095円となった。委員にも協力いただいたことに感謝申し上げる。

この義援金については、トルコ大使館を通じて、トルコ地震の復興に役立てていただく予定であり、その結果は市のホームページ等でも公表していきたいと考えている。

なお、現在は日本赤十字社も義援金募集は行っていないので、義援金を希望される場合は大使館の指定する口座へ振り込むかユニセフなどの団体への募金となるので、市民からお尋ねがあった際にはお伝え願いたい。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「2023年トルコ地震災害義援金について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で社会福祉課を終了する。

次に、子ども課の所管に係る事項について説明願う。

(金子子ども課長 説明)

イ 子ども課

・報告事項

1 「川田保育園の今後の在り方について」説明会の結果について

○子ども課長 「報告事項1 「川田保育園の今後の在り方について」説明会の結果について」を報告する。

先ほど配付した資料を御覧いただきたい。先日行った地元説明会の概要をまとめた。

令和5年7月7日金曜日、午後7時から7時25分まで、川田地区コミュニティセンター2階会議室で行った。出席者は園児の保護者が34名のうち29名、川田地区区長が7名のうち6名、常任委員等を加え合計41名であった。当局からは市長、健康福祉部長、子ども課長、課長補佐兼保育係長、川田保育園長の5名が出席した。

説明の内容は委員協議会連合会とほぼ同じであるので、ここでは省略させていただく。

質疑応答の概要を報告する。

まず、「今年度下の子が入園する予定だが、廃園する予定であれば転園を考えたいが、優先的に転園させてもらうことは可能か」との保護者からの質問に対し、「今の時点で優先的には言えないが、兄弟で転園ということであれば、同じ園に通えるよう考慮したいと考えている」と回答した。

次に、「資料の入園申込みの推移は、1歳児から5歳児まで在園児数なのか」との区長か

らの質問に対し、「1歳児から5歳児までの在園児数である」と回答した。

次に、「川田保育園には川田地区在住の利用者がどのくらいいるのか」との区長からの質問に対し、「川田地区在住の方がおよそ7割である」と回答した。

次に、「5年後に川田の子供がぬまた南保育園に優先的に入れるということはあるのか」との保護者からの質問に対し、「今の段階で必ず優先的にということはお答えできないが、川田保育園が廃園となるということが当然あるので考慮したいと考えている」と回答した。

次に、「ぬまた南保育園97人と川田保育園43人を足すと140人になるが、令和10年度にはぬまた南保育園の定員115人に収まる推計ということか」との区長からの質問に対し、「川田保育園は昨年から約10人減っている状況であり、毎年減少している状況であるので定員に収まるという推計である」と回答した。

次に、「令和7年度末に利南幼稚園と薄根幼稚園が廃園になるが、職員の処遇、配置についてどのように考えているか」との区長からの質問に対し、「会計年度任用職員も含め、他の公立保育園に振り分けて勤務を続けてもらうことを考えている」と回答した。

次に、「令和10年度で廃園になった後の跡地についてはどのように考えているのか」との区長からの質問に対し、「今の段階では未定である」と回答した。

次に、「川田小学校についても廃校という話があるのか」との保護者からの質問に対し、「教育委員会の管轄であるが、現在廃校について検討している状況はない」と回答した。

○委員長 報告が終わった。「報告事項1「川田保育園の今後の在り方について」説明会の結果について」質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 幼稚園と保育園の先生は同一の資格か。

○子ども課長 資格は別である。今の先生は大体両方の資格を持っている。もし幼稚園がなくなったとしても、保育園に勤められる資格を持っている。

○鈴木委員 アンサーの中で公立の保育園に振り分けてということは有資格者のみということにはならないか。

○子ども課長 そのとおりである。資格を持っている人のみということになるが、ほとんどの幼稚園の先生が保育園の資格を持っているので、ほとんどの人が大丈夫ということになる。

○委員長 よろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 説明会が7月7日に行われた。民生福祉常任委員会の委員もオブザーバーという形で傍聴させていただいた。説明会はこの1回のみか。あと何回か説明していくのか。スケジュールがあったら教えていただきたい。

○子ども課長 基本的に1回ということ考えている。同じ説明しかできなくなってしまうので1回ということ考えている。

○委員長 私は傍聴に行ったが質疑応答でも保護者はあまり質疑をしていなかったような気がする。あの場ではなかなか言えないという人もいると思う。説明が終わった後に部長なり、子ども課長に何かあれば問い合わせをというようなことは言っていたが意見はあったか。

○子ども課長 今のところ話は来ていない。

○委員長 今日、午前中に川田保育園、それから振り分けられるであろうぬまた南保育園

を視察させていただいた。川田保育園を見た後にぬまた南保育園に行ったとき、私はまるで別の施設のように感じた。これで同じ料金かというようなことも感じた。保護者でも施設見学をしたいと言えばいつでも見学できるのか。もう5年後に廃園が決まっているのであれば、来年度からそちらに子供を移したいという人もいないかと思う。優先的にいけるのかどうかというような質問があったが、子ども課として最大限考慮していただければと思うがどう考えているか。

○子ども課長 まず1点目の施設見学であるが、これはいつでも受ける。要望を言うただけであれば受入れしたいと思っている。次に、来年度から別の園に移るときの優先ということ。これは、当然、今の段階で最優先という話にはできないが、こういう状況であるので、その辺も十分考慮して、皆さんの要望に応えられるような形で受入れできるように考えている。

○委員長 ぜひとも子供たちのために第一に考えてやっていただきたい。
ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、国保年金課の所管に係る事項について説明願う。

(大嶋国保年金課長 説明)

ウ 国保年金課

・調査事項

1 知的障害者療育手帳(B2)対象者の医療費を無償とした場合の影響額について

・報告事項

1 国民健康保険税納税通知書の発送について

2 証の一斉更新について

○国保年金課長 「調査事項1 知的障害者療育手帳(B2)対象者の医療費を無償とした場合の影響額について」説明する。令和5年6月の時点で手帳の交付を受けている人で対象者は155名である。福祉医療の対象として給付を行った場合の影響額の推計は前年度の医療給付額を参考にすると約900万円の財政負担の増と見込んでいる。

次に、「報告事項1 国民健康保険税納税通知書の発送について」報告する。7月13日に令和5年度現年分国民健康保険税の納税通知書を発送する予定である。発送件数は異動処理前ではあるが7,183件であり、昨年度同期よりも252件の減となっている。国保世帯の減少に伴い、発送する納税通知書の件数も毎年減少傾向にあるが、前年が134件の減少であり、その要因は75歳に到達する団塊の世代が増加傾向にあり、後期高齢者医療制度へ移行する人が多いことによって減少すると推計している。

次に、「報告事項2 証の一斉更新について」報告する。2種類の証を更新する。

まず、令和5年8月1日から令和6年7月31日までが有効期限となる国保被保険者証を7月18日に発送する予定である。

次に、後期高齢者医療被保険者証であるが、令和5年8月1日から令和6年7月31日ま

で有効期限となる。対象者は、現時点で8,719名、7月13日に発送予定である。前年比94名の増となるが自然増が主な要因である。

○委員長 説明が終わった。「調査事項1 知的障害者療育手帳(B2)対象者の医療費を無償とした場合の影響額について」質疑を行う。

○委員長 よろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 これは私が調査をお願いした。155名ということである。一般質問もさせていただいた。B2の人というのはほぼ健常者に近いから、今3割負担であると市長から答弁いただいた。やはり手帳がある以上健常者とは違うので、健常者と同じ3割負担というのはいかななものかと思う。無償にした場合に900万円くらいかかるという試算をさせていただいている。この辺、1割負担とか2割負担とした場合の試算はどのくらいなのか分かれば教えていただきたい。

○国保年金課長 今回試算ということでおおむね900万円と示させていただいた。3割負担の自己負担分を公費で賄った場合という形になるので単純にこれを本人1割負担ということになればおおむね300万円という推計になる。

○委員長 おおむね1割が約300万円ということである。市の財政もあると思う。無償までは難しいかもしれないが、1割負担、2割負担ということを検討したことはあるか。

○国保年金課長 当然検討はしているが、あくまでも国保年金課での検討については、現行の福祉医療制度の運用上どういう人を対象にしていくかという観点で検討している。福祉医療制度の場合、県費の補助対象になっている部分となっていない部分というのがあり、県の基準でいうと県は療育手帳Aの判定の人のみ県費の補助対象としてみている。言い方が適切かどうか分からないが、沼田市はBの2の人は現在対象外であるが、B1の部分については市の単独で福祉医療の対象という形で補助を行っている。医療制度であるのでやはり各医療圏、利根沼田で1つの医療圏と言われる。沼田市だけそのようにやるのかとか、他の町村も含めてやるのかといったことが議論の場で必ず出てくる。医療制度はやはり医療機関の窓口での対応や処理、委員にも前々から説明をさせていただいているマイナ保険証への切り替えをしていたりなど窓口業務の煩雑さがある中で、いろいろな複雑な医療制度に加えて、単独で入れていくということは、事務負担の増加に繋がるというような意見もいただいている。市としては県内他市の状況なり、医療機関での窓口での対応なり、そういった環境が整った時点で、引き続き検討していくべき内容であろうと現時点では捉えている。

○委員長 B1は沼田市独自で医療費を無償にしているということは承知している。県内他市をみると渋川市はB2まで無料になっている。利根沼田において沼田市だけというわけにはなかなかいかないというような課長から答弁があった。あとは医療現場においてなかなか1割にしたり、2割にしたりとかというのは複雑になって難しいというような意見だったが、そこはやはり当事者、障害者のことをまず最初に、一番に考えていただいて、そういったところも努力していただければありがたいと思う。利根沼田の町村と話し合いをしながら無償の方向に進めていただければありがたいと思う。その辺の検討をお願いしたい。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、「報告事項1 国民健康保険税納税通知書の発送について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、「報告事項2 証の一斉更新について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 マイナンバーカードを申請している人で、健康保険証とのひもづけの申込みをしている人の数は分かるか。

○国保年金課長 総務省の公表によると7月6日現在マイナンバーカードを持っている人の87%とされている。基本的にマイナンバーカードのひもづけはマイナポータルからそれぞれ個人が行っているので、いつの時点という形で件数の集計をかける以外に方法はなく、沼田市では何人かと言われると把握はしていない。沼田市も総務省からもらっている数字の中から把握するに留まっている。

○戸部委員 市の窓口の混雑状況はどうか。

○国保年金課長 窓口に来る人がいるのも事実である。ただ、市内の医療機関においてマイナ保険証で事が足りるかといとなかなか足りない部分がある。国保年金課としては、医療機関受診のときには、マイナ保険証と従来の保険証の両方を持参の上、受診をしていただいたほうが間違いないという案内をしている。

○齋藤委員 支払方法はどうなっているか。

○国保年金課長 国保税の支払方法については市税と同じ方法で対応できる。

○齋藤委員 単純にクレジットカード払い、P a y P a y、コンビニ……。同じなのか。

○国保年金課長 沼田市の場合は、国民健康保険税ということで、税として徴収している。市税の納付窓口と同じである。P a y P a y、QRコードで読み込んだり、クレジットカード払い、P a y - e a s yなどでなどいろいろな方法がある。一般的に最近多いのは24時間やっているコンビニで納付する人が多いと感じている。沼田市の場合は、昔から口座引き落としをしている人は口座引き落としが使えるので、特に新たに納付方法を選択するという人は比較的少ないかと思っている。

○齋藤委員 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で国保年金課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。

(信澤介護高齢課長 説明)

エ 介護高齢課

・調査事項

1 高齢化率の推移について

2 高齢者等の孤独死減少に向けた民生委員等の取組について

○介護高齢課長 まず、「調査事項1 高齢化率の推移について」説明する。

資料5 ページを御覧いただきたい。

資料の表は、過去5年間の人口と高齢化率の推移を集計した。

表上段から65歳以上人口、総人口、高齢化率、表の左から右に向かって、令和元年から令和5年の順にまとめてある。記載の数字は、全て住民基本台帳からのものであり、各年4月1日現在である。

過去5年間の推移の状況は、65歳以上が192人の増、総人口が2,947人の減、高齢化率では2.54パーセントの上昇となっている。

次に、「調査事項2 高齢者等の孤独死減少に向けた民生委員等の取組について」説明する。

民生委員・児童委員の活動については、社会福祉課の所管となるので、介護高齢課で取り組むひとり暮らし高齢者に対する事業等について説明する。

まず、安否・緊急通報システムについてである。おおむね65歳以上のひとり暮らし等の高齢者を対象として、緊急時の連絡支援とひとり暮らしの不安軽減を目的とした事業である。緊急通報端末、またはペンダント型送信機のボタンを押すと、受信センターとなる委託業者につながる。その後、本人に状況確認を行い、必要に応じて、受信センターからあらかじめ登録されている緊急連絡先に連絡を取り、現地に駆けつけるサービスである。装置はレンタルであり、生計中心者の所得税額に応じて費用負担がある。参考として過去3年間の設置台数の実績を記載した。

次に、「食」の自立支援事業について説明する。

この事業は、食生活の改善及び健康増進のために、自立支援の観点からサービス利用が適当と認められたおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、昼食の配食サービスを行うとともに、安否確認による見守りを実施するものである。原則として、週2日、昼食を手渡しする。本人負担は1食250円である。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から配食数が落ち込んだが、昨年度からは少しずつ回復している。

次に、ひとり暮らし高齢者に一声かける運動について説明する。老人クラブ会員の協力により、ひとり暮らし高齢者を訪問し、一声かけることによる安否確認と孤独感の緩和、相談や助言等の機会をつくることで、健康で明るい生活を送れるように支援することを目的とした事業である。この事業は70歳以上で、かつ、クラブ活動等の地域活動に参加しておらず、虚弱で年に数回程度しか親族との交流がない人を対象にしている。単位クラブごとに差はあるが、実績では一月に2、3回程度の訪問を実施している。

次に、沼田市在宅介護支援センター実態把握業務について説明する。

この事業は、各在宅介護支援センターの担当地区内の要介護状態にある人、または要介護となるおそれのある人で、おおむね65歳以上であり、沼田市及び関係機関が実態把握の必要があると認め、在宅介護支援センターに調査実施依頼があった人を対象としている。調査方法は、訪問、または来所による面談によるものとし、調査の頻度は、おおむね3か月に1回としている。参考として過去3年間の延べ対象者数の実績を記載した。

次に、ひとり暮らし高齢者交流会事業について説明する。この事業は、おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、孤独感の解消や外出の機会の提供、閉じこもりや

介護予防の推進を図るため、ふれあい福祉センター等で実施しているものである。新型コロナウイルス感染症の影響から開催規模を縮小した年度もあったことから、過去4年間の実績を記載したので参考としていただきたい。

○委員長 説明が終わった。「調査事項1 高齢化率の推移について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 5年後の高齢化率はどのように見込んでいるか。

○介護高齢課長 そのことをまさに今年度やっている。介護保険事業計画ができあがったときに皆さんに配っている。3年に1回であり、今年がその年度となっている。この計画をつくるときの基礎となるのが10月1日現在の資料であり、そのときの人数、人口や高齢者の数で、その後の3年間の推移を作成している。それに伴って、市民の皆さんにアンケートをとったりしているので、今年度中には3年間の見込み、その先、2025年、2045年問題などがあるが、そういったところの数字まで推移を出すというようなことを行っている。はっきりしたところで示したいと思う。

○戸部委員 南牧村は2020年が65.2%ということである。もう3年も経っているので、70%近くになっているのではないかと思う。やはり高齢化率を抑える対策をしなければならない。どう考えているか伺いたい。

○介護高齢課長 介護高齢課としての施策とすると、やはり高齢者に対するものとなる。若い世代というところは別の部署の話になる。高齢者に関する施策については力を入れて、よく計画を立てたいと思っている。

○戸部委員 介護高齢課でそういう発信をしっかりといろいろな部署にしてもらいたい。高齢化のことは「しっかりと手を打たなければ駄目だよ」というような警告をぜひ発信してほしい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 65歳以上のひとり暮らしの高齢者ということで、現在も九州地方で豪雨などがあつたときに、防災の関係から要支援者というか、そういう情報がすごく大事にされている。地域安全課などからこういった情報を防災に生かすということで要請があつた場合には情報の取扱いに注意することを条件として渡すことはできるか伺いたい。

○介護高齢課長 その辺はもちろん緊急時はそういったやりとりは必要であり、やらなければいけないことなのでそれはやる。それから年に一度であるがひとり暮らしの人の調査の結果などを共有する作業を行っている。もちろん何かあつた際の連携についての話はしている。

○副委員長 何かあつた後では遅い。その前、例えば各自主防災会が地域安全課を通じて事前にその情報を取得したいといった場合もそのルールに基づけば示していただけるという理解でよろしいか。

○介護高齢課長 そこまでの整備はまだ整っていないというのが現状である。今年も防災部門とやり取りをしているが、そういった詰めのところまでしていない。ただこれからどうしていこうかというようなやりとりはしている状況である。

○副委員長 自主防災会の中でそういった取組をしようと思ったときにいつも個人情報や壁になって、作業がストップしているというところがある。連携をしながら、そういう問合せがあつたときにお世話になりたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、「調査事項2 高齢者等の孤独死減少に向けた民生委員等の取組について」質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 何年前、近所で孤独死の案件あったので、調査事項ということで挙げさせてもらった。丁寧な報告を感謝する。5つの取組がある中で、本当はもっと広げていきたいと感じているか、もうこれだけやっているから十分と感じているか、率直な意見を聞きたい。

○介護高齢課長 あくまでも政策の中の話であり、やはりこれで十分というものはどういった政策を行ってもたどり着けないと思っている。私たちができる範囲で、例えば民生委員の力を借りたりとか、老人クラブの力を借りたりという協力をいただきながらやらせていただいているところである。

○鈴木委員 どんなに予防線を張っても必ず出てしまうことであると思う。防ぎようもないこともあるとは思いますが、1人でもこういう人を減らせるような……。でもそれだけ大切に考えていただいて動いていただいていることを聞くことができ安心した。

○齋藤委員 対象になる人と書いてあるが、状況が把握できない、漏れてしまう人はいるか。

○介護高齢課長 ひとり暮らし高齢者調査というものを行っているが、名簿に基づいて民生委員に訪問していただく。なかには訪問しても会えない人とか、住所を置いたまま施設に入ってしまったとか、親族の家に住んでいたとか、そういった人もいるのでなかなか100%調査できているかというところまではいっていない。できる限りというところで私たちのできる調査の範囲の中で、制度をある程度つくってというところになるが、やらせていただいているということで御理解いただきたいと思う。

○齋藤委員 正直、不衛生になってしまっていたり、大変な環境の中で過ごしている人もいる。

○介護高齢課長 なかなか耳が痛い話である。声を上げていただいて、民生委員などから話を伺って、私たちに届くと連携機関がある。そういったところをお願いして、「訪問をお願いします」とか、「様子を見ていただけますか」というような連携はさせていただいている。ただ、日々の業務の中でなかなか目の届かない人もいるので、なるべくこちらにも報告をしていただけると助かるという部分でもある。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で介護高齢課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

(鶴淵健康課長 説明)

オ 健康課
・調査事項

- 1 スマートウェルネス事業の状況について
- 2 保健師による発達障害等に係る保育園訪問について
- 3 就学前の親子に対するケア、支援の状況について

○健康課長 まず、「調査事項1 スマートウェルネス事業の状況について」説明する。資料7ページを御覧いただきたい。スマートウェルネス事業は、歩いて健康になるまちづくりを具現化するため、活動量計を使用し、ウォーキングを中心とした各種スポーツを推進するとともに、健康ポイントを導入し、参加者の継続意欲の向上と健康意識の増進に取り組んでいる。たまった健康ポイントは、沼田市電子地域通貨てんぐーへ移行することも可能となっている。資料中、平成30年度からの利用者数の推移を掲載した。年々増加しており、令和4年度末で累計2,037人である。

次に、9ページを御覧いただきたい。活動量計の読込実施人数の推移である。数字は延べ人数である。活動量計を購入した人全員がデータの読み込みに来ているわけではないが、令和4年度は5,159人だった。

次に、「調査事項2 保健師による発達障害等に係る保育園訪問について」説明する。10ページを御覧いただきたい。本市では、3歳児健診までには発見されにくい発達障害、またはその傾向を早期に発見し、幼児の健全な成長を目指した適切な支援につなげていくために、平成30年度から市内の保育園等に対して5歳児巡回訪問を実施している。訪問は、保健師、心理士、理学療法士などの専門職で編成したチームで実施し、事前のアンケート結果を基に幼児が過ごす様子を観察する巡回方式としている。資料中、巡回訪問についての表を掲載した。一番左の列は年度、次の列は対象となる園の数である。全ての園を対象に各年度1回訪問している。園の数に増減があるのは対象年齢の幼児がいない園があったり、閉園となったりしているためである。

次の列は、対象年齢の幼児の数、その隣の列は「この子が気になります」と園から報告のあった幼児の数、一番右の列は実際に観察して気になった幼児の数である。観察の結果については、保育士や幼稚園教諭と情報共有するとともに、希望する保護者に対して個別の説明を実施している。また、相談を希望する保護者に対しては、個別相談を実施している。下の表は、個別相談についての表である。令和3年度、令和4年度は申込者数よりも来所者数が多くなっているが、これは複数回来所した人がいたということである。

次に、「調査事項3 就学前の親子に対するケア、支援の状況について」説明する。配付した「子育てガイドブック」を御覧いただきたい。

○委員長 休憩する。

(休憩 午後3時38分から午後3時41分まで)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。健康課長。

○健康課長 子育てガイドブックの4ページ、5ページを御覧いただきたい。このガイドブックは、官民協働事業により子ども課において作成したものである。妊娠期から切れ目のない子育て支援を目指し、本市の子育てに役立つ情報をまとめたものである。健康課で実施している事業を年代ごとに幾つか挙げると左上の妊娠届出からスタートして、妊婦一般健康診査、マタニティーセミナー、0歳の列の赤ちゃん訪問、4か月児健康診査、1歳

の列の1歳6か月児健康診査、2歳の列の2歳児歯科健康診査、3歳の列の3歳児健康診査、そして、ここに記載はないが、先ほど説明した、5歳児巡回訪問などがある。これらは、全ての母親や乳幼児が対象であるが、このほかに若年出産や高齢出産、低出生体重児など個別の案件については医療機関等と連携しながら健康課の保健師が対応している。また、育児への不安や子供の発育、発達への不安に対する相談に応じているほか、支援を必要とする妊婦の里帰り出産に対しては他市町村と連携しながら、沼田市が依頼された事案に対しては沼田市の保健師が、沼田市が依頼する案件に対しては他市町村の保健師が、戸別訪問を実施するなどの対応をしている。

○委員長 説明が終わった。

まず、「調査事項1 スマートウェルネス事業の状況について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 この事業は角田健康福祉部長が健康課長にいたときに取り組んだものだと思う。目標数値には達したのか。

○健康課長 当時の目標数値は2,000人というのをとりあえずの目途として始めたところである。一応、参加者累計としてはその数値をクリアできている。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 この事業は歩いて健康になってくださいというものであると思う。例えば参加した人が実際にどのくらい健康になったか、幸福度が上がったというような集計があれば教えてほしい。

○健康課長 先般、スマートウェルネスぬまた報告書を配付させていただいた。5年経過したということで報告書としてまとめた。様々なデータを集計してみると、参加して歩いている人の医療費は、参加していない人よりも少ないというようなデータが出た。これを指導してくれている青柳先生は中之条町でこの事業に長年取り組んでいる。中之条町でも二十年近くやっているということである。当然、高齢で参加している人は介護保険の世話になっている人が少ないとか、そういったデータも出ている。

○鈴木委員 私も議員になったことをきっかけにその存在を知って、購入して着けている。感想として、スマートウォッチであると嬉しいと思っている。中長期の話でそうした展望はあるか。

○健康課長 スマートフォン、スマートウォッチということはアプリということになるかと思う。現状とすると参加しているのは高齢者が多い。アナログということではないが活動量計を持ってもらっているというのが現状である。アプリ版ということも健康課として視野に入れて検討を始めているところであるが、なかなかスマートウォッチは普及しきっていない状況であると思う。携帯電話であると帰宅すると充電してしまうという人が多くいるようである。ところが活動量計であると単体でポケットに入れたりできるのでそういった点で利便性がある。ただ、近い将来、活動量計からアプリに変更していかなければいけないということは考えながら、この事業の進め方を検討しているところである。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、「調査事項2 保健師による発達障害等に係る保育園訪問について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 私がこのことについて調査を依頼した。先ほど話したように、とてもタイミングよく実際に訪問しているところを見ることができた。こういうふうになんげなく子供たちの様子を見てくれているということも分かり、大変勉強になった。保健師が保育園訪問したとき、訪問された側、保育園の保育士の感想などを聞いているようであれば教えてもらいたい。

○健康課長 普段、子供または保護者と付き合っていると言いにくいことも、違った立場から来た保健師や心理士等が上手く伝えてくれるのはありがたいというような声は届いている。

○副委員長 実際に保育園訪問して、保育士が少しグレーかなと思っていたことを専門家が見てくれることによって発達障害の発見に至ったようなケースはあるか。

○健康課長 5歳児の巡回訪問目的について、先ほど説明させてもらったが、それまでは親と子でしか生活していないところから集団生活に初めて入る中で、2人では気づけなかったが集団になるとこういうことが苦手だとかということを見たり、気づいたりということをするために実施している。そこから早期に気づいて小学校に上がるのに、うまく繋げていきたいという思いでやっていることである。あくまでも発達障害であるということを見断定できるのは医師であり、保健師や心理士では断定はできないし、非常にデリケートな問題であるので、保護者にも「お宅の子が発達障害だと思われます」とは言えないような案件であるので、職員からは、そこも上手にまずは説明をさせていただいて、うまく相談に持っていけるように取り組んでいるという報告を受けている。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、「調査事項3 就学前の親子に対するケア、支援の状況について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 先ほどの調査事項に関連して、親も保育士も「そうかもな」と思っている中で、個別相談を受けるという人たちもいるということで、本当にそれが現実のものになったときの保護者の心痛は計り知れないと実際にそうした子供を育てる保護者から聞いている。そうなった場合の親子に対するケア、支援は今どのように行われているか教えてほしい。

○健康課長 今回は5歳児訪問ということであるが、それぞれの年代で訪問等を実施している中で不安を抱える親の対応については、健康課内に会計年度任用職員の専属の保健師が申込みにより母子相談を実施するものとして、子育て世代包括支援センターを開設している。

○副委員長 今日会った3名がチームを組んで、対象の園を回ってケアや健診をしてきている。現在の1チーム3名で人数的に足りているのか。それとも本当はもう少し回数を増やしたり、人数が多いほうが良いと思っているのか聞かせてもらいたい。

○健康課長 訪問する前に幼稚園や保育園の保育士から「こういった子が気になります。」というデータをもらっている。それでチーム編成を組んで訪問している。今日は理学療法士はいなかったかと思うが、もう1人、理学療法士を雇っている。傾向とすると発達障害を持つ子供は体幹がしっかりしていないことがあるそうで、そういうことを理学療法士が見てこの姿勢であるところ弱いか、そういったところをまた補強すると、改善に繋が

るというようなこともあるようであり、今回のメンバーのほかにも、理学療法士も参加しているような状況もある。

○委員長 ほかに。齋藤委員。

○齋藤委員 前回、私が質問した事項であると思う。子育てカレンダーでいただいた妊娠から始まって出産後、成長するにつれて、健診であったりいろいろあると思う。妊娠中はマタニティブルーというものがあるし、出産後は育児ノイローゼもある。そういった精神的な悩み、相談はできるか。

○健康課長 どういった家庭、背景で、子供はどういう状況で、母親がどういう状況でという台帳のようなものを作成して、ファイリングをして、活動の状況、訪問の状況を記録して、それを保健係で共有をして、私まで書類が回ってきているというような状況である。したがって、継続してそういったケースを見守り、支援する対応をしている。

○齋藤委員 安心した。これからもぜひ注視してもらいたい。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 子育てカレンダー、私も子育てをする中でこういうものを冷蔵庫に貼って、何があるかとよく見ていて、こういうものがあることで本当に助けられた。私は父子家庭で1歳から子供を育てているが、こういう書類には母と子、母子相談という言葉があり、悩まされてきた。先ほどの子育て世代包括支援センターで行っている母子相談というものがあると説明があったが父子は参加しにくい。私はいつも母子という言葉に苦しめられてきた。沼田市は多分母子と父子の割合が、父子が1割ぐらいだったと思う。ゼロではない。言葉一つでそう感じることもあると思うがいかがか。

○健康課長 御指摘のとおり、母子と父子の違いは大きいと思う。私達は当然、父子も母子も関係なく対応させていただいているが、基本的な考えとしてそういった捉え方をしていかなければいけないと思うのと同時に、今、ジェンダーフリーの時代、大分世の中変わってきていると思う。それに伴って今後も流れが変わっていくのではないかと思うが、いずれにしてもお母さんであっても、お父さんであっても、子供の健やかな成長を願っていると思うので、それに対する支援は健康課とすればしていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で健康課を終了する。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおり実施したいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

○副委員長 よろしいか。

○委員長 発言を許可する。副委員長。

○副委員長 先ほど子ども課長がいるときに言うべきだったかと思ったが、当局には、今回、私達みんなで説明会に行かせていただいたり、そしてまた今日もいろいろ御配慮いただいたり、また管内調査に同行いただいたことに感謝している。その2つがセットになったので、最初、部長からの話聞いたとき、もっと保護者から反応があると思っていたが、丁寧な資料作成や説明があったからこそ、また今日、保育園の現状を見たからこそ、私も納得したところがあった。丁寧な仕事の進め方に感謝する。

○健康福祉部長 今日はありがとうございました。先ほど委員長からも話があったが、出席していない人もいたので、質問状況などは記録として保護者にも配りたいと思っている。また、今日も園長と話をしてきたが、質問などがあれば、子ども課に伝えていただき、回答するような内容であればこちらから回答させていただくということをお話してきた。質問などがあつたら、このような場で報告したい。

○委員長 以上で健康福祉部を終了する。

(健康福祉部 退室)

(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(4)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。鈴木委員。

○鈴木委員 生活保護の推移、生活保護から抜けられる人の割合が聞けて、コロナでどのくらい変化があったかも分かれば……。

○委員長 5年ぐらい前からでいいのでは。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、(5)今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。
(午後4時20分 終了)